

熊本市における地域脱炭素化促進事業計画 の認定等に関する要領

令和8年(2026 年)9月

熊本市

1. 目的

この要領は、熊本市地域脱炭素化促進事業計画認定要綱(以下「要綱」という。)に基づき、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に必要な事項を定めるものです。

熊本市が他市町村と共同で策定した「第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に規定する地方公共団体実行計画)における「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」に沿った適切な事業実施を推進することを目的とします。

なお、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に係る様式については、要綱に定めるものを使用します。

本要領は、次に掲げる文書に基づき作成しています。

- ・「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」(地域脱炭素化促進事業編)(環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室作成)
- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく再エネ促進区域の設定に関する熊本県基準」(令和5年9月熊本県作成)
- ・第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画(令和8年3月策定)
- ・熊本市地域脱炭素化促進事業計画認定要綱(令和8年9月策定)

2. 地域脱炭素化促進事業について

(1) 地域脱炭素化促進事業とは

地域脱炭素化促進事業とは、太陽光発電や風力発電など、地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを活用した地域の脱炭素化のための施設の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業のうち、地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものです。

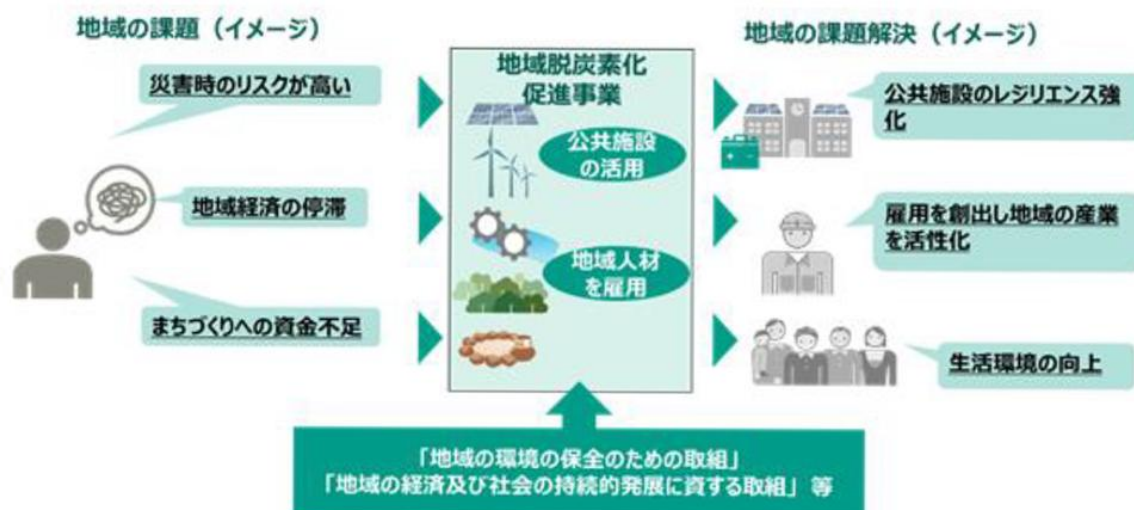


図1 地域脱炭素化促進事業のイメージ(環境省ホームページより)

(2) 地域脱炭素化促進事業に関する制度の活用によるメリット

ア 地方公共団体と地域におけるメリット

本制度は、地方公共団体と地域にとっては、地域主導で、地域と共生し、地域に利益をもたらす再生可能エネルギー事業を誘致できる点が、大きなメリットとなります。

また、地域脱炭素化促進事業を促進することで、地域の環境を保全しながら、地域の脱炭素化と地域の環境・経済・社会的課題の解決を同時に実現し、地域の目指す将来像の実現に寄与することが期待されます。(表1)

(表1)

地方公共団体と地域におけるメリット	地域主導で、地域と共生し、地域に利益をもたらす再生可能エネルギー事業を誘致できる
	地域の環境を保全しながら、地域の脱炭素化と地域の環境・経済・社会的課題の解決を同時に実現し、地域の目指す将来像の実現に寄与する

イ 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者におけるメリット

促進区域等が設定されていることにより、事業の候補地や配慮・調整が必要な課題が明確化され、実施する事業の予見可能性が高まるというメリットがあります。

また、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者が地域脱炭素化促進事業計画を計画策定市町村に申請した際、定められた要件に該当する場合は、関係許可等手続のワンストップ化の特例の対象となり、当該許可等手続が不要となります(別紙1)。(表2)

なお、許可等そのものが不要となるもの、許可等の基準が緩和されるものではありません。

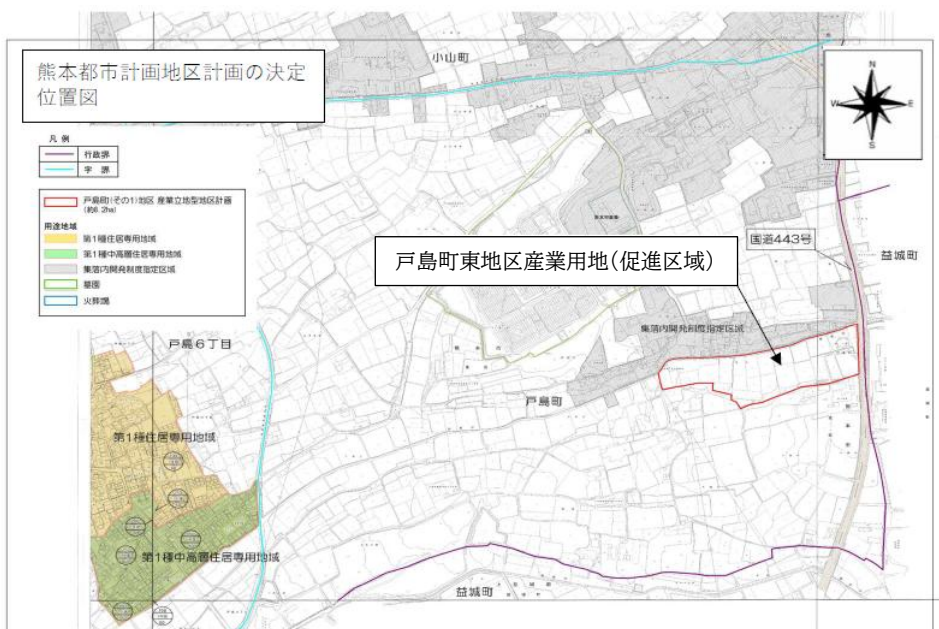
(表 2)

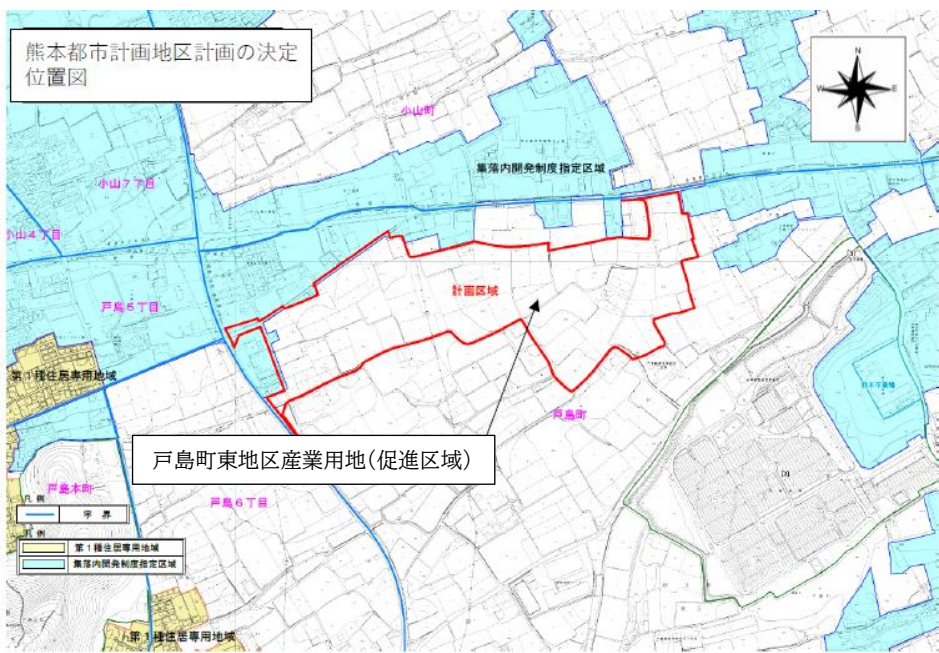
地域脱炭素化 促進事業を行お うとする者にお けるメリット	事業の候補地や配慮・調整が必要な課題が明確化され、実施する事業の予見可能性が高まる
	定められた要件に該当する場合は、関係許可等手続のワンストップ化の特例の対象となり、当該許可等手続が不要となる

3. 熊本市における地域脱炭素化促進事業について

熊本市では、「第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を以下のとおり設定しています。

(1) 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)

区分	内容
公有地・公共施設活用型	(例：公共施設の屋根置き太陽光発電設備など、活用を図りたい公有地・公共施設等) 庁舎敷地内：本庁舎、各区役所 学校敷地内：全ての市立小学校・中学校・高校 その他敷地内：配水池、消防署、企業局(病院局・上下水道局・交通局)、指定管理者制度導入施設等
地区・街区指定型	(例：スマートコミュニティの形成を目指す地区など、再生可能エネルギー利用の普及啓発を施策として重点的に行う区域等) 「熊本市市街化調整区域における産業立地型地区計画の運用基準」に基づき都市計画の決定を受けた産業用地 【対象となる産業用地(令和8年8月時点)】 1 戸島町東地区産業用地(〈戸島町(その1)地区〉別紙2-1) 

	2 戸島町北地区産業用地(〈戸島町(その2)地区〉別紙2-2)  【太陽光発電の設置形態】 建築物の屋根・壁面、カーポート型、地上設置型
事業者提案型	「公有地・公共施設活用型」「地区・街区指定型」のほか、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等による提案により、個々の地域脱炭素化促進事業計画の予定地を促進区域として設定する場合があります。

(2)促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

地域脱炭素化促進施設の種類の、熊本連携中枢都市圏におけるポテンシャルが最も高い太陽光発電とします。地域脱炭素化促進施設の規模は、促進区域及び事業の状況に応じて、地域の環境の保全等に配慮した適切な規模とします。

※地域脱炭素化促進施設:太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの(地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第6項)

(3)地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項

区分	内容(例)
再生可能エネルギーの地産地消	発電で得られた電気を自家消費するとともに、余剰電力は熊本連携中枢都市圏域の住民や事業者が利用するエネルギーとして活用すること
モビリティの脱炭素化	再生可能エネルギー(電気)を活用した電動車の導入

(4)地域の環境の保全のための取組

地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく再エネ促進区域の設定に関する熊本県基準(別紙3)」の太陽光一表3及び太陽光一表4に定められた、環境の保全に適切に配慮するための措置を講じる必要があります。加えて、促進区域が含まれる市町村の条例に従い、取組を実施する必要があります。

太陽光一表3 促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する区域(別紙3、P6～9)

分類	考慮すべき区域
防災	山地災害危険地区、土砂災害危険箇所、河川保全区域、海岸保全区域、一般公共海岸区域、宅地造成工事規制区域、大規模盛土造成地、洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、津波浸水想定区域
自然・環境	国指定鳥獣保護区(特別保護地区以外)、県指定鳥獣保護区(特別保護地区以外)、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域(KBA)、生物多様性保全上重要な里地里山、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、昆虫類の多様性保護のための重要地域、緑地環境保全地域、郷土修景美化地域、国立・国定公園の普通地域、県立自然公園の普通地域、自然再生の対象となる区域、緑の回廊、植生自然度の高い地域(9, 10)、特定植物群落、巨木林、自然景観資源
森林・農地	地域森林計画対象民有林(保安林以外)、優良農地、農用地区域、農業振興地域
文化財・景観等	重点地区(景観形成地域等)、歴史的風致維持向上計画重点地区、重要文化的景観、世界遺産(緩衝地帯)、世界遺産登録予定地(緩衝地帯)、周知の埋蔵文化財包蔵地
その他県が必要と判断するもの	港湾、漁港区域、要措置区域、形質変更時要届出区域

太陽光一表4 促進区域の設定に当たって 調整又は 考慮を要する事項(別紙3、P10～11)

考慮すべき事項	考慮すべき区域
騒音による影響	騒音その他の生活環境への支障、振動等による生活環境への支障
水の濁りによる影響	地下水への影響等、雨水等の放流先(保護水面、農業用水路等)、取水施設の状況
反射光による影響	周辺の建物、施設
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	レッドリスト、レッドデータブック掲載種(国・県)、国内希少野生動植物種、熊本県指定希少野生動植物
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	景観重要建造物、景観重要樹木、地域資源、観光資源
その他県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項	傾斜 30 度以上、活断層

(5)地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

区分	内容(例)
① 地域の経済活性化に資する取組	・地域新電力等と連携し域内に安価な再生可能エネルギー(電気)を供給することで、域内の経済循環を推進する ・地域脱炭素化促進施設の再生可能エネルギー(電気)を製品製造に活用することで、サプライチェーンのCO2 排出削減や域内の経済循環を推進する ・地域脱炭素化促進施設の施工・運用において地元事業者と協働体制を構築する ・地域脱炭素化促進施設の保守点検等に携わる地元人材を育成し雇用を創出する ・ファイナンス主体として、地域金融機関や地域住民の事業参画を促す
② 地域の課題解決に資する取組	・再生可能エネルギー(電気)を EV シェアリング、グリーンスローモビリティの電源として供給する ・事業収益の一部を市町村が設置する地域振興等に係る基金へ寄附する
③ 地域の防災対策の推進に資する取組	・再生可能エネルギー(電気)を非常時の災害用電源として地域へ供給する

4. 地域脱炭素化促進事業計画の認定等に係る手続

地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、別記様式第1により地域脱炭素化促進事業計画を作成し、市長に申請することができます。（要綱第5条）

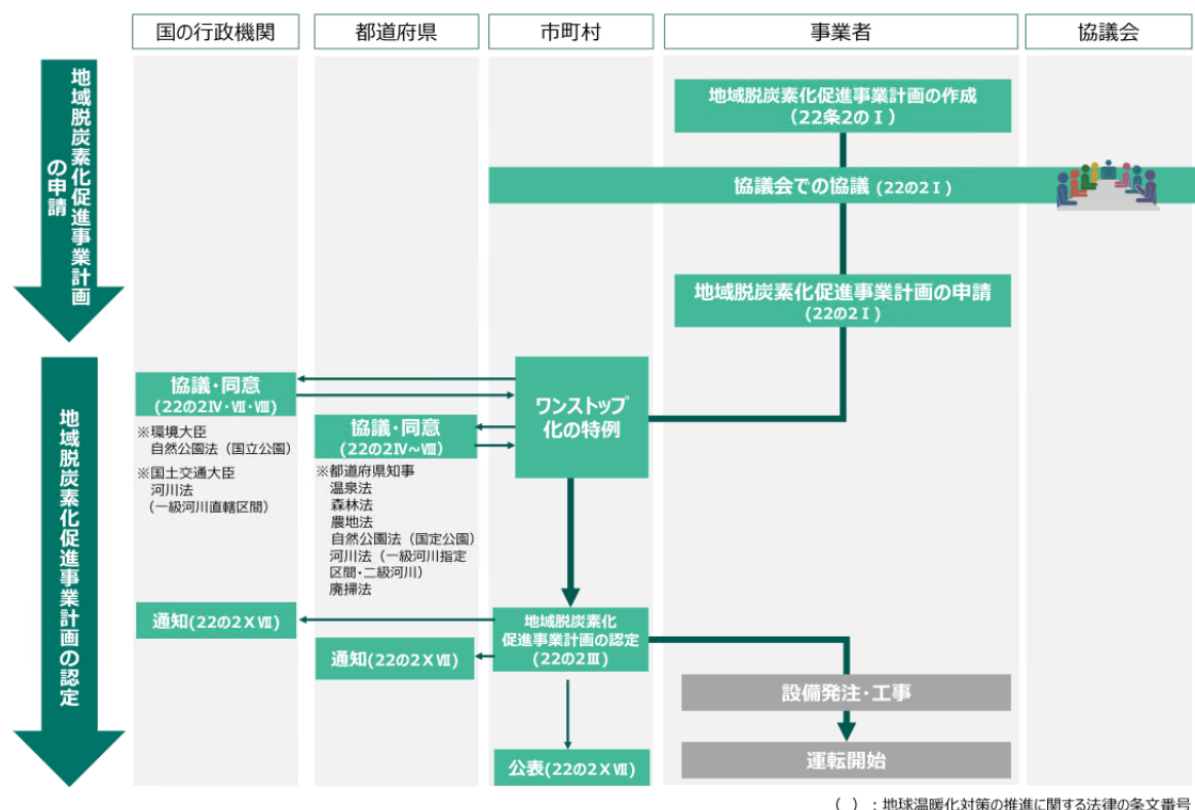


図2 地域脱炭素化促進事業計画の認定手続フロー（環境省ホームページより）

(1) 事前相談

認定手続を円滑に進めるため、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、事業立案や計画の段階等、可能な限り早い時期に熊本市脱炭素戦略課にご相談ください。

(2) 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策協議会での意見聴取

地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、要綱第5条の規定により地域脱炭素化促進事業計画を申請する前に、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策協議会（以下、「協議会」という。）で意見聴取等を行う必要があります。

協議会は、学識経験者、関係行政機関の職員、その他地球温暖化対策の推進に関係を有する者により構成されます。地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、地域脱炭素化促進事業計画の説明者として協議会に出席します。

また、協議会は公開により実施します。ただし、個別事業者又は個人の秘密に属する情報、希少な野生動植物に関する情報など、秘匿する必要がある情報を取り扱う場合には、一部を非公開とすることがあります。

※協議会開催の調整は熊本市が行います。

(3)地域脱炭素化促進事業計画の認定申請

地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、(2)の協議を経た地域脱炭素化促進事業計画について、要綱別記様式第1により市長に申請することができます。

その際、地域脱炭素化促進事業計画に記載された要綱第4条第1項第2号の整備又は第3号の取組に係る行為が、法第22条の2第4項各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、特例措置に関する事項を、要綱別記様式第2の1から15までにより併せて提出することができます。(要綱第5条第2項)

(4)地域脱炭素化促進事業計画の認定

市長は、地域脱炭素化促進事業計画が要綱第4条に規定する事項に適合すると認めるとき、かつ、地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるときは、地域脱炭素化促進事業計画を認定します(要綱第6条第1項)。

また、地域脱炭素化促進事業計画に記載された要綱第4条第1項第2号の整備又は第3号の取組に係る行為が、法第22条の2第4項各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、要綱第6条第3項の規定による協議後、様式第5により当該協議を行った相手方に対し通知します。

(5)地域脱炭素化促進事業計画の通知・公表

市長は、地域脱炭素化促進事業計画を認定したときは、様式第1により当該地域脱炭素化促進事業を行おうとする者に対し通知します。(要綱第6条第1項)

認定しない場合においても、その理由を明記した上で、様式第2により当該地域脱炭素化促進事業を行おうとする者に対し通知します。(要綱第6条第2項)

また、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、様式第5又は様式第6によりその旨を通知するとともに(要綱第6条第4項及び第5項)、地域脱炭素化促進事業計画に記載された事項のうち、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める事項について、熊本市のホームページで公表します。

(6)認定後の報告徴収

認定地域脱炭素化促進事業者に対し、必要に応じて、地域脱炭素化促進施設の整備内容、地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容、地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の実施状況について、資料の提出その他の協力を依頼することがあります。

(7)指導及び助言

認定地域脱炭素化促進事業者が、地域脱炭素化促進事業計画に従った事業を十分に実施していないと市長が判断する場合には、その理由を聴取し、地域脱炭素化促進事業計画に基づいて取組を実施するように指導や事業の適正かつ確実な実施に必要な助言を行います。

指導及び助言の対象となる場合として、地域脱炭素化促進事業計画が円滑かつ確実に実行されると見込まれなくなった場合、又は「第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」や関係法令に適合しなくなった場合が考えられます。

(8)地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消し

市長は、認定地域脱炭素化促進事業者がこれらの指導及び助言に従わず、要綱第8条各号の認定の取消しの要件に該当すると認める場合は、様式第7により、認定を取り消すことがあります。

<地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消しの要件>

- ① 認定地域脱炭素化促進事業者が、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき。
- ② 認定地域脱炭素化促進事業計画が第4条に規定する事項に適合しなくなったとき。

市長は、認定を取り消そうとするときは、行政手続法に基づく聴聞その他必要な手続を経るものとします。また、認定を取り消したときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に通知する(様式第8)とともに、認定の取消しについて熊本市のホームページで公表します。

5. 地域脱炭素化促進事業計画の変更

(1) 認定地域脱炭素化促進事業計画の変更

認定地域脱炭素化促進事業者が、認定地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとする場合は、軽微な変更を除き、協議会における意見聴取を経た上で、市長の認定を受ける必要があります。(要綱第7条)

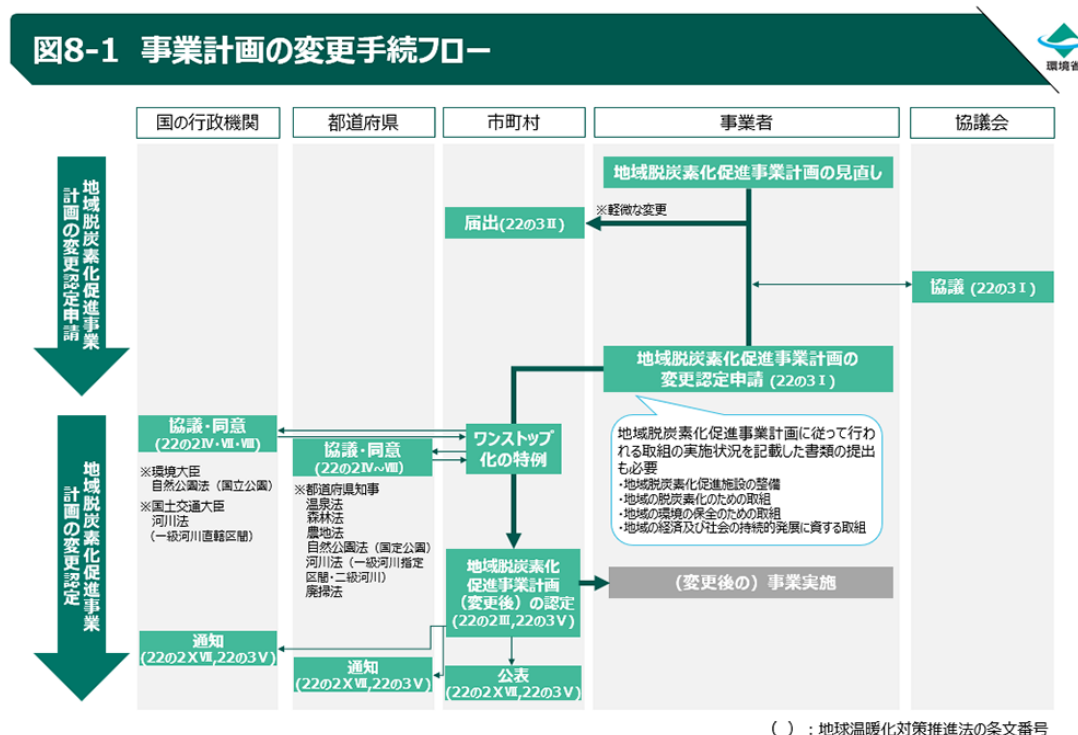


図4 事業計画の変更手続フロー(環境省ホームページより)

市長は、変更後の地域脱炭素化促進事業計画が要綱第4条に規定する事項に適合し、かつ、地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるときは、当該地域脱炭素化促進事業計画を認定します。

省令で定める軽微な変更については、協議会における協議及び申請は不要ですが、この場合、認定地域脱炭素化促進事業者は、別記様式第4により遅滞なくその旨を市長に届け出なければなりません。(要綱第7条第2項)

6. 問い合わせ先

熊本市域における地域脱炭素化促進事業に係る質問、相談等については、熊本市脱炭素戦略課へお問い合わせください。

熊本市 環境局 環境推進部 脱炭素戦略課
 電話:096-328-2355
 電子メール:datsutanso@city.kumamoto.lg.jp